

事業目的・概要等

- 農業生産におけるエネルギー利用は石油に大きく依存しており、中でも施設園芸はCO2排出量の多くを占めている。現行技術で最も効率の高いヒートポンプの導入を促進するとともに、再生可能エネルギー利用技術のモデル的導入により、飛躍的な低炭素化を図る。
- また、農業機械から排出されるCO2を抑制するため、環境性能に優れた省エネルギー農業機械の導入を促進するとともに、CO2排出削減に資する営農手法の実施により、農業分野におけるCO2排出抑制に取り組む。

事業スキーム

1.ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業

- (1) 低炭素化設備導入事業
補助対象経費：施設園芸用ヒートポンプ
※導入前後で10%以上のCO2排出削減が見込まれるもの
補助率：1/3, 実施期間：平成29～30年度
- (2) 再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業【拡充】
補助対象経費：施設園芸用再生可能エネルギー利用設備
補助率：1/2, 実施期間：平成29～30年度

2.省エネルギー型農業機械導入促進事業【新規】

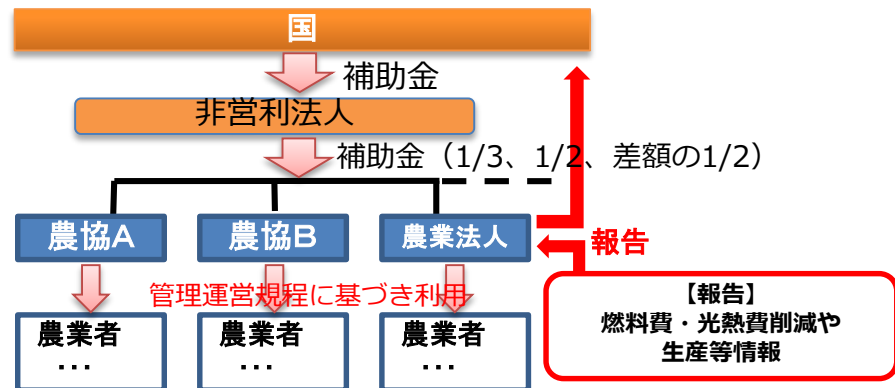
補助対象経費：トラクター、コンバイン
※出力が90馬力以上のもので、省エネ・省CO2効果が高く、生産性の優れた高性能な機能を有するもの
補助率：通常仕様の購入価格との差額の1/2（上限50万円/台）
実施期間：平成29～30年度

期待される効果

- 農業法人等が自ら取り組み、光熱費削減のほか、農作物の生産等に係る便益を把握することで、農業者に対する周知等、農業法人等の自主的な低炭素化を促進
- 省CO2型農業機械の市場活性化及び生産性の優れた農業経営による低炭素型農業の推進

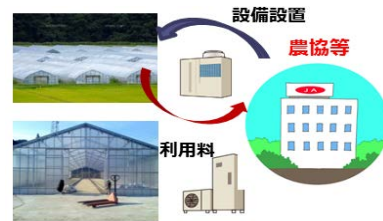
イメージ

農業法人等が低炭素化推進計画を策定し、計画に基づき農業者に対して補助対象設備・農業機械の導入を支援



1.ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業

- (1) 低炭素化設備導入事業
- (2) 再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業【拡充】



- 農協等が農業者に設備を導入
- 農業者は農協等に利用料を支払い
- 地中熱の他、日中の太陽光エネルギー等を蓄熱利用する等パッシブハウス型のエネルギー活用技術

2.省エネルギー型農業機械導入促進事業

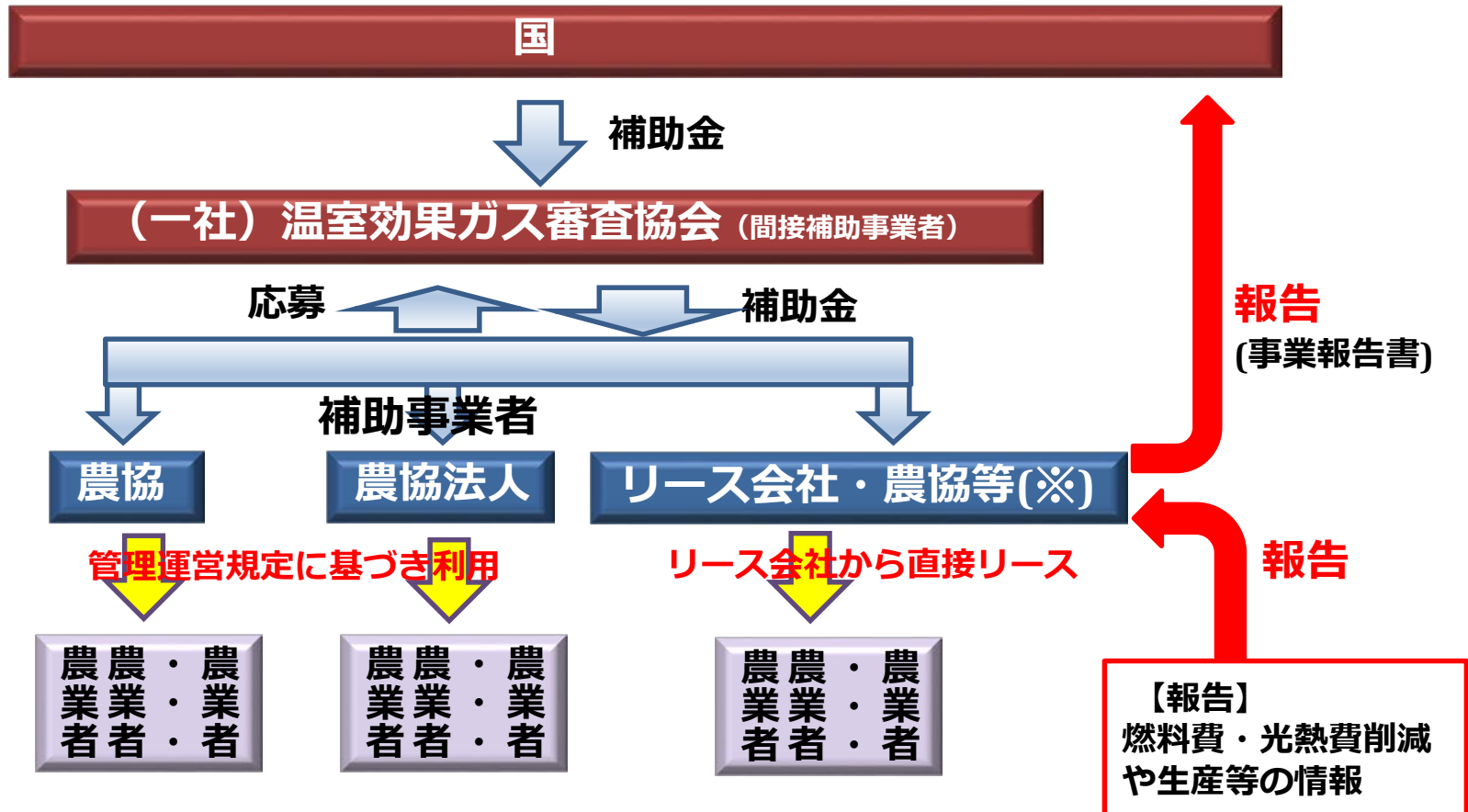


- 90馬力以上の機械を対象とし、CO2削減に資する営農手法の実施により燃料消費量50%程度削減

ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業の補助金の流れについて

事業スキーム

本事業は、農業法人等が低炭素化推進計画を策定し、計画に基づき農業者に対して補助対象設備・農業機械の導入を支援します。



(※) ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする農協・農業法人等との共同申請とする。

1-(1)低炭素化設備導入事業

補助対象事業

本事業は、補助対象者がヒートポンプ設備を農業者に貸出し、農業分野の低炭素化を推進する事業に必要な設備の導入に要する費用の一部を補助します。



事業概要

1. 補助対象者

- 農業法人等
(農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業法人、農業公社)
- 民間企業
(農業法人等が実施する補助事業において設備をファイナンスリース方式により提供するものに限る。)

2. 補助対象経費

- ヒートポンプ本体及び付帯設備(送風機等)の導入に係る経費
※設置費を含む。
※新たに加温栽培を行うハウスへの導入は対象外。
※既存設備の撤去費、受電設備、現場調査費等は対象外。

3. 補助金の交付額

- 補助対象経費の1/3
(上限額:5,000万円。100万円以下は対象外。)

4. 補助の要件

- 補助対象者は地域の農業分野の低炭素化を図るために低炭素化推進計画を策定すること。
(※低炭素化推進計画:低炭素型農業を推進するための取組内容・目標・データの収集・設備の維持管理等を記載する)
- 補助対象設備の導入前後において、省エネにより二酸化炭素の排出量が10%以上削減されることが見込まれるもの。
- 本事業によりヒートポンプ設備を導入した農業者は、設備導入完了後、3年間について、毎年度、年間のエネルギー使用量・CO2削減効果・作物の収量への影響等のデータを補助対象者に報告すること。

5. スケジュール

- 6~8月 公募(約2ヶ月間)
- 8~9月 審査・採択
- 9~10月 交付申請~交付決定
- 設備導入 交付決定~H30年2月28日

※ 追加公募
1次公募採択者決定後に
予算の範囲で実施予定

1-(2)再生可能エネルギー利用技術導入促進モデル事業

補助対象事業

本事業は、補助対象者が地中熱の他、太陽光エネルギー等の蓄熱利用などの再生可能エネルギー利用設備を農業者に貸出し、農業分野の低炭素化を推進する事業に必要な設備の導入に要する費用の一部を補助します。

事業概要

1. 補助対象者

- 農業法人等
(農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業法人、農業公社)
- 民間企業
(農業法人等が実施する補助事業において設備をファイナンスリース方式により提供するものに限る。)

2. 補助対象経費

- 地中熱利用設備、太陽光エネルギーの蓄熱利用設備等の導入に要する経費
- その他の再生可能エネルギー利用技術の導入に要する経費

3. 補助金の交付額

- 補助対象経費の1/2
(上限額:5,000万円。100万円以下は対象外。)

4. 補助の要件

- 補助対象者は地域の農業分野の低炭素化を図るために低炭素化推進計画を策定すること。
(※低炭素化推進計画:低炭素型農業を推進するための取組内容・目標・データの収集・設備の維持管理等を記載する)
- 補助対象設備の導入前後において、省エネにより二酸化炭素の排出量が10%以上削減されることが見込まれるもの。
- 本事業により設備を導入した農業者は、設備導入完了後、3年間について、毎年度、年間のエネルギー使用量・CO2削減効果・作物の収量への影響等のデータを補助対象者に報告すること。

5. スケジュール

- 6~8月 公募(約2ヶ月間)
- 8~9月 審査・採択
- 9~10月 交付申請~交付決定
- 設備導入 交付決定~H30年2月28日

※ 追加公募
1次公募採択者決定後
に予算の範囲で実施予定

2 省エネルギー型農業機械導入促進事業

補助対象事業

本事業は、補助対象者が省エネ・省CO2効果が高く生産性の優れた高性能な機能を有する農業機械の導入に要する費用の一部を補助します。

事業概要

1. 補助対象者

- 農業法人等
(農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業法人、農業公社)
- 民間企業
(農業法人等が実施する補助事業において設備をファイナンス方式により提供するものに限る。)

2. 補助対象経費

- 出力が90馬力以上で省エネ・省CO2効果が高く、生産性の優れた高性能な機能を有する農業機械
(トラクター・コンバイン)

3. 補助金の交付額

- 通常仕様機の購入価格との差額の1/2
(上限額: 50万円)

4. 補助の要件

- 補助対象者は地域の農業分野の低炭素化を図るために低炭素化推進計画を策定すること。
(※低炭素化推進計画: 低炭素型農業を推進するための取組内容・目標・データの収集・設備の維持管理等を記載する)
- 省エネ型農機の導入前後において、二酸化炭素の排出量が50%程度削減されることが見込まれるもの。
- 本事業により設備を導入した農業者は、省エネ型農機導入後、3年間について、年度毎にエネルギー使用量・CO2削減効果等のデータを補助対象者に報告すること。

5. スケジュール (変動の可能性あり)

- 6~8月 公募(約2ヶ月間)
- 8~9月 審査・採択
- 9~10月 交付申請~交付決定
- 補助対象農機の購入は交付決定からH30年2月28日まで

※ 追加公募
1次公募採択者決定後
に予算の範囲で実施予定

